

令和6年度(2024年度)

特別支援教育に関する 就学に向けての説明会

学びの場の特徴 と 就学までの流れ

熊本市教育委員会
総合支援課



1

就学先を選ぶ
キーワード

自立 共生

2

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)概要

文部科学省 平成24年7月23日

「**共生社会**」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、**積極的に参加・貢献**していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える**全員参加型**の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において**最も積極的に取り組む課題**である。

学校では・・・

●基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、**できるだけ同じ場で共に学ぶ**ことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業の内容がわかり学習活動に参加していける**実感・達成感**を持ちながら、**充実した時間**を過ごしつつ、**生きる力**を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための**環境整備**が必要である。

(2)インクルーシブ教育システム構築のための特別教育の推進より 文部科学省

キーワードと本日の内容

共生・・・こどもの発達段階にあった学びの場を選ぶようにする。



3 学びの場の特徴

自立・・・将来の生きる力をつけるために引継ぎや切れ目ない支援を行っていく。



4 就学までの流れ

5

本市の特別支援学校・学級等の在籍者数

特別支援学校 小・中 約510名

特別支援学級 小学校 約1900名
中学校 約940名

通級指導教室 小・中 約590名

特別支援教育の理解が進む

在籍者増加

R6.5現在

6

学びの場の特徴について

将来を見通して、どの学びの場が
子どもに合っているだろうか？



7

特別支援学校一覧

県内に24校

視覚：盲学校

聴覚：熊本聾学校

知的：熊本市立あおば支援(小・中学部)
 熊本県立熊本支援(小・中・高等部)
 熊本市立平成さくら支援(高等部)
 熊本はばたき高等支援(高等部)
 熊大附属支援、松橋西、大津、荒尾、菊池、
 八代、ひのくに高等、天草、球磨、小国、
 鏡わかあゆ高等、かもと稲田

肢体不自由：熊本かがやきの森
 松橋、松橋東、芦北、苓北

病弱：黒石原

分教室：芦北支援 佐敷分教室(芦北高校内)
 松橋西支援 上益城分教室(甲佐高校内)

学校所在地が
熊本市内の場合
は赤字で表記

8

特別支援学校 (知的) での学習

1クラス6人 (学年別)
※重複の場合は3人

発達段階に応じた教育課程で指導

個別、小集団の指導

各教科等の学習、自立活動

各教科等を合わせた指導

日常生活の指導

生活単元学習

遊びの指導

○専門性のある教員

○教育環境 (教材教具) が充実

○身辺自立、基本的生活習慣の確立

居住地校交流

地域の学校との
交流活動

特別支援学校の時間割

月	火	水	木	金
【日常生活の指導】 朝のしたく・朝の会				
【日常生活の指導】 朝の運動				
【国】 / 【算】		【特別活動】 / 【国】 / 【算】	【国】 / 【算】	【自立活動】
【生活単元学習】 / 【教科別の指導 生/音/図/体】				
【日常生活の指導】・ 【特別の教科 道徳】 給食・帰りのしたく・帰 りの会		【日常生活の指導】 給食・昼休み・掃除		
		【日常生活の指導】		
		【日常生活の指導】・【特別の教科 道徳】 帰りのしたく・帰りの会		

R5年度あおば支援学校 小学部1・2年生

通常の学級での学習

1クラス35人

(中2・3年は40人)

学年の教育課程に沿って指導

担任一人が集団を一斉指導

- 配慮が必要な場合は、担任やコーディネーターに相談
- 専科教科によっては少人数、チームティーチングでの学習を取り入れる
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境、授業づくり
- 担任の補助としての学級支援員を配置することもある

通級指導教室での学習

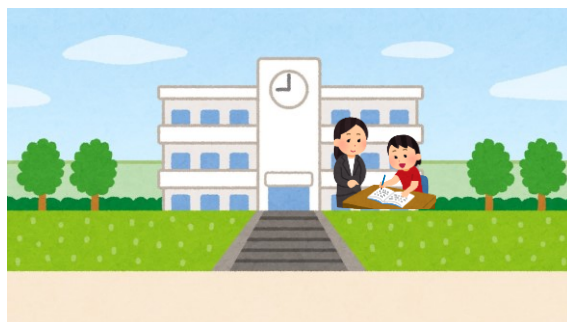
自立活動の学習内容を指導

※自立活動・・・障がいによる学習・生活上の困難を改善・克服するための指導

個別・小集団による活動

- 言語：構音・吃音の指導、言語発達を促す活動
- 難聴：言語、発音、適応指導など
- 情緒：コミュニケーションの知識、技能、社会的ルールの確認や社会的適応
- LD/ADHD：聞く・話す・読む・書く・計算する推論する等の指導、社会的技能、対人関係に関わる困難を克服する指導等

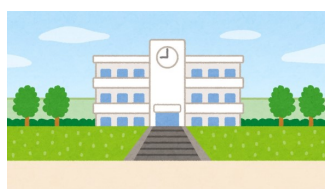
〈通う学校に希望の通級指導教室がある場合〉



○通っている学校の中の通級指導教室に行く

13

〈通う学校に希望の通級指導教室がない場合〉



通っている学校

保護者送迎



通級指導を受ける学校



○近隣の希望する通級指導教室がある学校に行く

○保護者の送迎

○1・2時間目か午後の時間が多い

14

校区の小学校に希望の通級指導教室

ある



- 通級指導教室の時間になったら、自分で行く。(保護者の送迎必要なし)
- 保護者との連携が必要(連絡帳・電話連絡・面談)

ない



- 近隣の通級指導教室がある学校に保護者送迎で行く。
- 1・2時間目か午後の時間に指導が入ることが多い。
- 保護者と送迎の時に連携を取りやすい。(今日の学習の評価や在籍校・家庭での様子を聞く。)

R6 特別支援学級等 設置校一覧

市のホームページに掲載

特別支援学級 と入力

音声読み上げ

文字サイズ 拡大 標準

背景色 標準

Foreign Language

ご意見・ご提案をお寄せ下さい

キーワード検索

検索機能の使い方

令和6年度(2024年度) 熊本市特別支援学級・通級指導教室 設置校一覧

令和6年5月1日現在

【小学校】

学校名	学級種	電話番号	学校名	学級種	電話番号	学校名	学級種	電話番号
1 西川	知的	325-6267	29 藤上	知的	329-6101	59 藤原東	知的	367-6117
	自閉症・情緒			知的	322-9400		自閉症・情緒	
	聴覚			自閉症・情緒		60 城島	知的	358-2380
2 横山	知的	343-1176	31 龍山	知的	329-6666		自閉症・情緒	
	自閉症・情緒			自閉症・情緒			情緒・通級	
3 白川	知的	366-6205		肢体不自由		61 田沼南	知的	378-6405
	自閉症・情緒			難聴			自閉症・情緒	
4 城島	知的	356-9759	32 長瀬	知的	366-5301		聴覚	
	自閉症・情緒			自閉症・情緒		62 弓削	知的	338-9390
	聴覚			難聴			自閉症・情緒	
5 豊後	知的	322-6134		情緒・通級		63 長瀬南	知的	367-6666
	自閉症・情緒						自閉症・情緒	
	聴覚		33 秋津	知的	367-6666		肢体不自由	
	言語通級			自閉症・情緒			情緒・LA通級	
6 一瀬	知的	354-3040		肢体不自由				

【中学校】

学校名	学級種	電話番号	学校名	学級種	電話番号
1 出水	知的	371-2277	21 橋	知的	338-1735
	自閉症・情緒			自閉症・情緒	
2 白川	知的	364-6181	22 西原	知的	363-6124
	自閉症・情緒			自閉症・情緒	
	聴覚			肢体不自由	
3 藤原	知的	351-6417	23 武蔵	知的	338-5430
	自閉症・情緒			自閉症・情緒	
	聴覚		24 瀬戸	知的	367-6111
	情緒・LA通級			自閉症・情緒	
4 花陵	知的	354-5635		肢体不自由	
	自閉症・情緒			聴覚	
	聴覚		25 出水南	知的	378-6429
	情緒・LA通級			自閉症・情緒	
5 城南	知的	351-7175	26 清水	知的	348-2753
	自閉症・情緒			自閉症・情緒	

16

特別支援学級での学習

1クラス8人

特別の教育課程によることができる

小集団での活動と個別の学習

○子どもの特性・ニーズに応じて指導

○通常の学級との交流及び共同学習

〈知的障がいのない子どもの場合〉 〈知的障がいのある子どもの場合〉

各教科等の学習、**自立活動**

※自立活動…障がいによる学習・
生活上の困難を
改善・克服するための指導

各教科等の学習、**自立活動**

各教科等を合わせた指導
(日常生活の指導、生活
単元学習+作業学習(中
学校))

就学先(学校)について

【原則】

校区の
小学校

- ・通常の学級
- ・通級指導教室
- ・特別支援学級

より専門的な
支援が必要

特別支援
学校

特別支援学校の対象となる障がいの種類と程度

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 — 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大読書の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	視覚障害者 — 拡大読書の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	視覚障害者 — 拡大読書の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 — 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	聴覚障害者 — 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	聴覚障害者 — 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 — 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	肢体不自由者 — 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に程度の困難がある程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	肢体不自由者 — 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に程度の困難がある程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） — 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 — 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 — 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害者 — 一 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	言語障害者 — 一 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	言語障害者 — 一 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す聞く等言語機能の基礎的事項に発達の違いがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症者・情緒障害者 — 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	自閉症者・情緒障害者 — 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	自閉症者・情緒障害者 — 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者 — 一 知的発達の変遷があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの 二 知的発達の変遷の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	知的障害者 — 一 知的発達の変遷があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの 二 知的発達の変遷の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの	知的障害者 — 一 知的発達の変遷があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの 二 知的発達の変遷の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者 — 一 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とするもの 二 注意欠陥多動性障害者 — 一 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの	学習障害者 — 一 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とするもの 二 注意欠陥多動性障害者 — 一 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの	学習障害者 — 一 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とするもの 二 注意欠陥多動性障害者 — 一 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの

（学校教育法施行令第22条の3）

（平成25年10月4日 初等中等教育局長通知）

（平成25年10月4日 初等中等教育局長通知）

特別支援学校の対象となる障がいの種類と程度

特別支援学校

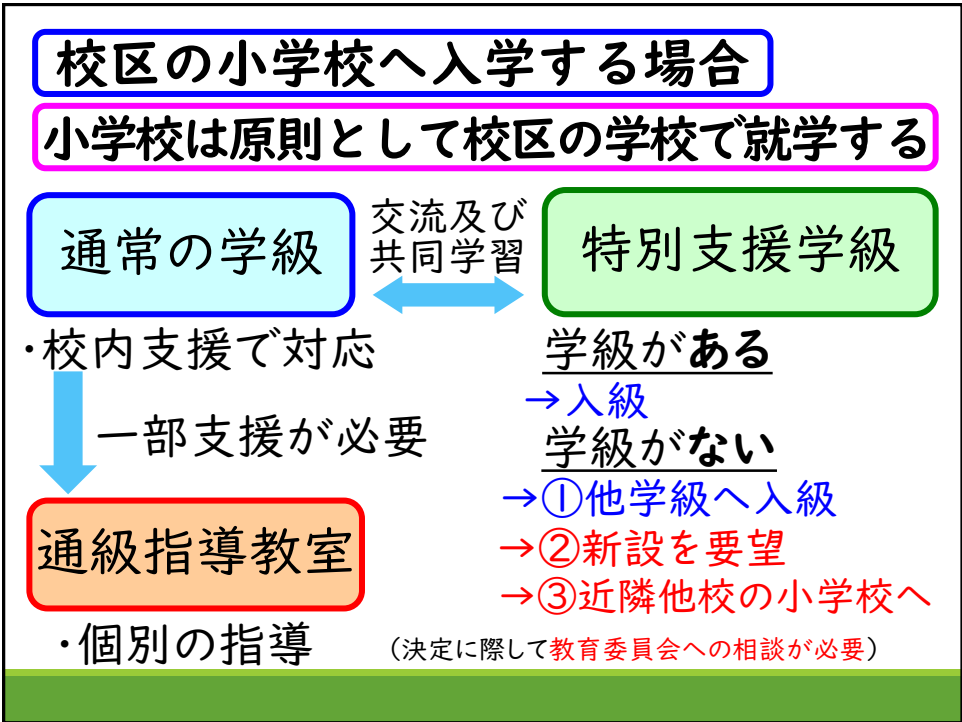
知的障害者

- 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの
- 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの

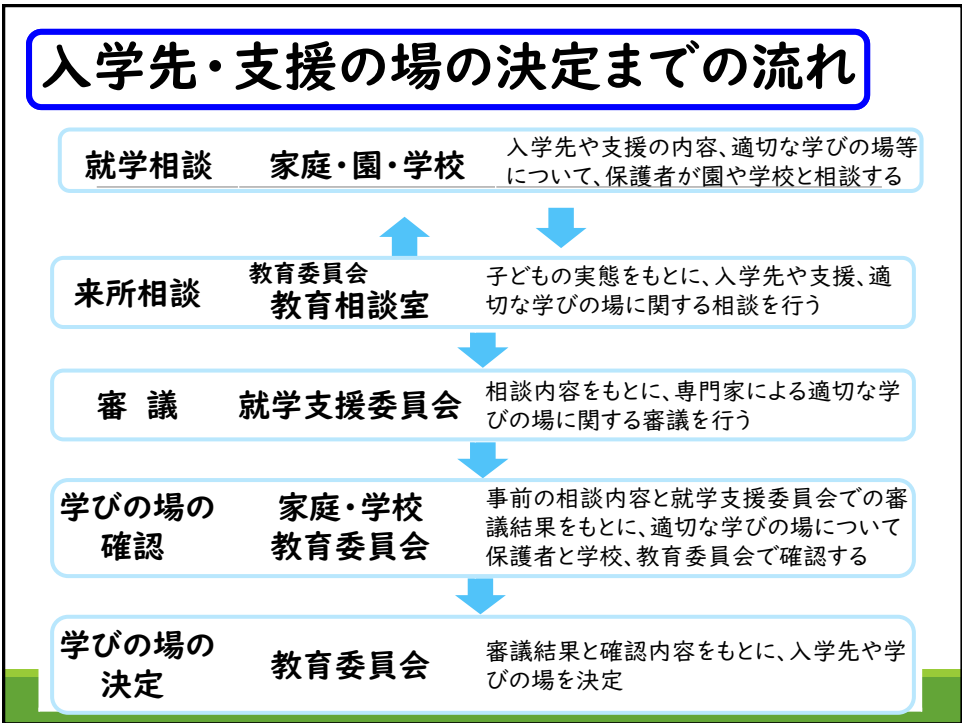
知的特別支援学級

知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加できない、一部特別な指導を必要とするもの



21



22

学校を訪問する

- 学校（教頭）へ電話連絡、訪問日の打合せ・来年度、入学予定であることを伝える
- コーディネーター、校長、教頭に相談
- 伝えたいこと、相談したいことを事前にまとめておくとい

・健康面 ・必要な支援、配慮
・学級設置 ・学習環境や施設、設備
・学校の日課、行事、交流の様子など

移行支援シート（入学前の2月頃に学校へ）や
医療機関等の資料をもとに相談しましょう

23

移行支援シート・就学支援シート

移行支援シート

～とぎれない支援のために～

幼稚園・保育園 → 小学校

このシートは、お子さんに必要な支援内容や方法などについて
就学先の学校に伝える際に応用するものです。
在籍する幼稚園・保育園の先生と保護者が一緒に記入し、保護
者の方が進級、または幼稚園・保育園の先生を道して就学先へお
渡しください。

熊本市教育委員会総合支援課

フリガナ 子どもの名前	()	性別	生年月日	平成 年 月 日
保護者名		保護者 連絡先		
住所	熊本市 区			
在籍園		在籍園 連絡先		
記入者		記入日	令和 年 月 日	

就学支援シート

～とぎれない支援のために～

熊本市教育委員会総合支援課
(熊本市南区発達支援ネットワーク会制作)

※保護者は記入日確認

お子様 名前	フリガナ	性別	生年月日	年齢
住所	()	男・女	平成 年 月 日	歳
保護者 氏名		連絡先 電話番号	自宅 電話番号	
幼稚園・保育園記入欄				
記入年月日	令和 年 月 日	記入者名		
署名		連絡先電話番号		

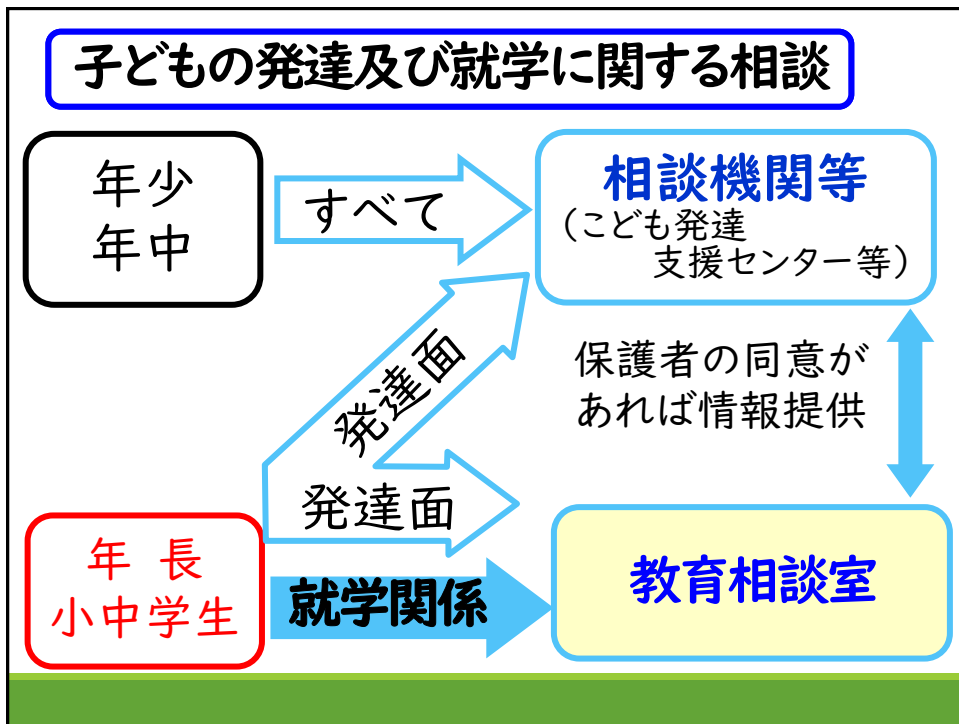
小学校・中学校・高等学校記入欄				
記入年月日	令和 年 月 日	記入者名		
機関名		連絡先電話番号		

私は、以下の内容を了解し、関係機関（医療・保健・福祉・教育機関）に相談する場合に使用することについて同意します。

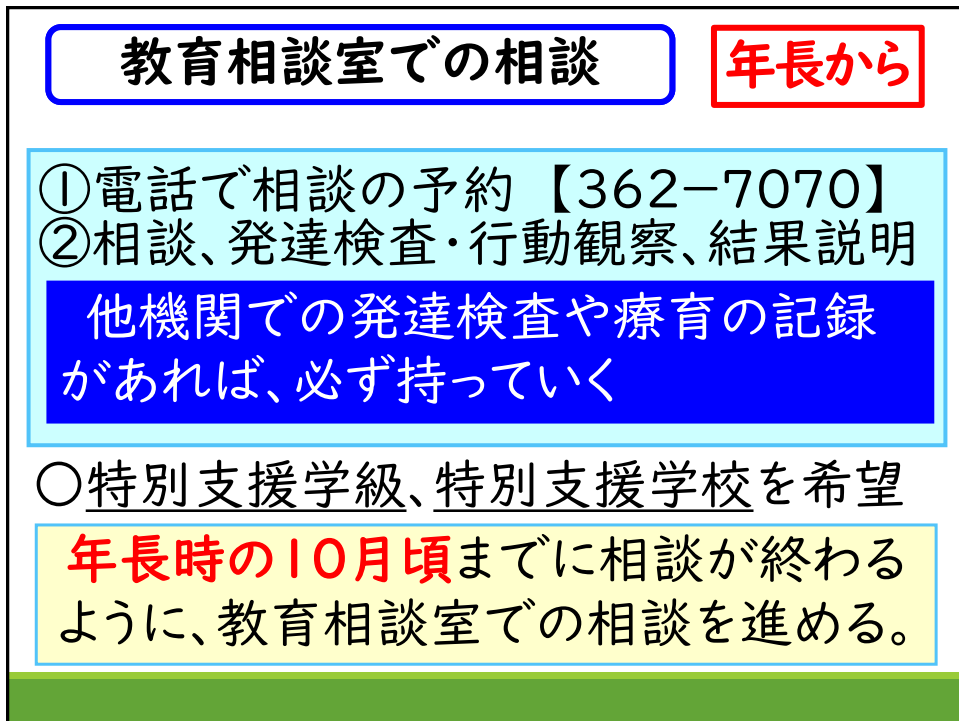
令和 年 月 日 保護者氏名

*熊本市のホームページよりダウンロードできます。

24



25



26

教育相談室での相談

○ 言語、難聴通級指導教室を希望

年長時の2月以降の
就学支援委員会からの審議となる。

○ 情緒、LD/ADHD通級指導教室を希望

入学後の7月以降の
就学支援委員会からの審議となる。

※情緒、LD/ADHD通級は、入学後の
状況を確認した後に審議を行います。

27

学級新設を要望する場合

早期の相談が必要

要望するには、就学支援委員会の審議が必要

- ①教育相談室の相談予約(4月～)
- ②教育相談室での相談(4～8月)
- ③学校と新設要望についての相談(4～7月)
- ④就学支援委員会での審議(7～8月)
- ⑤新設の要望書を作成し、学校へ提出(7～8月)
- ⑥学校も要望書を作成し、提出(9月上旬)
- ⑦学級新設の可否の通知(1月初旬)

→新設されれば就学先決定

28

学級新設されなかった場合

1月

新設の可否通知

＊学級新設ができなかった場合の
ことも考え 事前に別の学びの場
を検討しておきましょう
(結果が出る前までに)

相談

- ・自校の通常の学級または
他の学級種の特別支援学級
- ・近隣他校の特別支援学級
- ・特別支援学校(支援学校判断がある場合)

4月入学

就学支援委員会とは

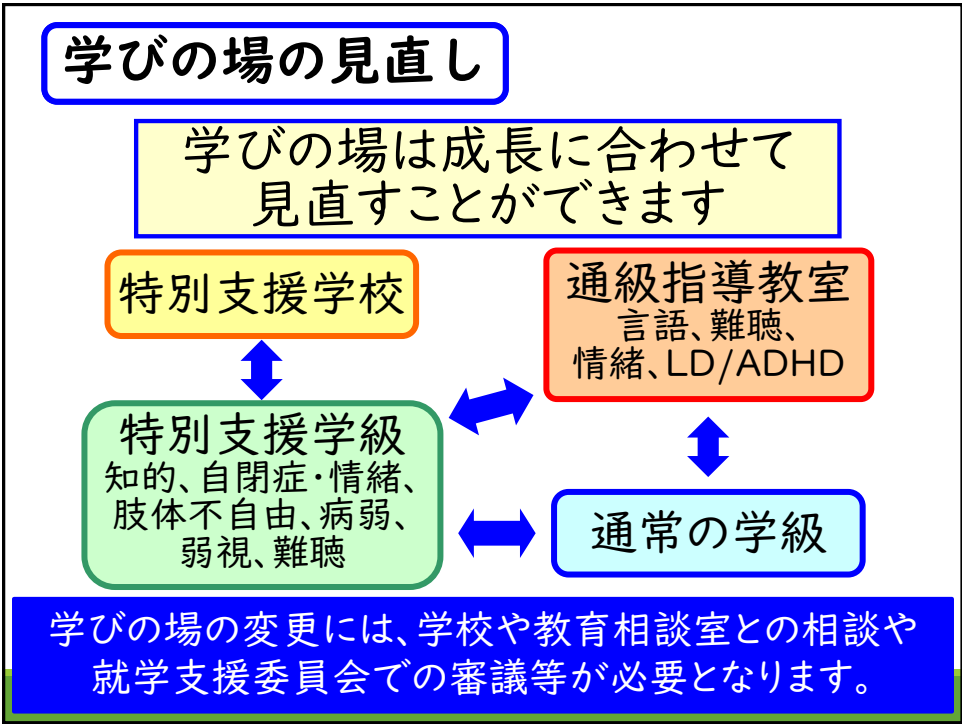
年14回開催

医学、教育学、心理学、教職員

医学的な診断結果、心理学的な検査
心身の発達状態、生活や行動の情報

子どもの発達や特性に応じた
支援の場について、慎重に審議

教育委員会から家庭に通知、相談、決定



31

入学までのスケジュール

時期	内容
随時	保護者と園での教育相談
随時	学校見学・相談
年長4月～秋頃	教育相談室の予約
～8月末	学級新設要望書の作成
10月～11月頃	就学時健康診断
12月までに	就学支援委員会での審議
1月上旬	学級新設の可否通知
1月末	特別支援学校の入学決定の通知
2～3月頃	入学説明会

32

おわりに

○お子さんにとって一番適切な支援の場を関係者間で、よく検討しましょう。

自立 共生

《園での相談、学校訪問、教育相談室での相談等》

○就学先の決定後は、お子さんのよりよい環境づくりや支援の在り方について、学校としっかり話をしていきましょう。

《相談の窓口：特別支援教育コーディネーター》

《具体的な支援の協議の場：校内委員会》

33

教育相談室への相談 こどもセンター あいぱるくまもと2F

年長児からの
発達や就学、いじめや不登校の相談等
096-362-7070

来所相談予約電話 月～金 9:00～17:15
来所相談(要予約) 月～金 9:30～15:45



34

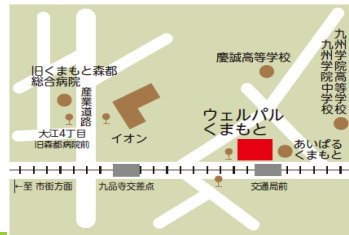
**熊本市こども発達支援センター
ウェルパルクまもと 2F**

発達・療育に関する相談、診断等
096-366-8240

電話相談 月～金 8:30～17:15

来所相談(要予約) 月～金 8:30～17:15

医師、保育士、保健師
言語聴覚士、作業療法士、
理学療法士、心理相談員、
教育支援相談員 が在籍



熊本市教育委員会 総合支援課

特別支援教育に関する
問い合わせ、相談等
096-328-2743

